

海外販路開拓支援事業補助金 募集要領

1 補助金の目的

愛知県ではアメリカ合衆国第2次トランプ政権による関税措置を受け、「愛知県米国関税対策本部」を設置し、米国の関税措置への対策について協議するとともに、同措置の影響を受ける県内事業者に対する支援施策を「愛知県の緊急対策パッケージ」として打ち出しております。その施策のうちの一つとして、本補助金においては、米国に代わる海外販路開拓を模索している県内中小・中堅企業に向けて、海外展示会・見本市（以下「展示会等」という。）の出展支援を行うことで、新たな販路開拓の具体的なきっかけを提供し、海外への事業展開の推進を図ります。

2 補助金の管理・運営について

本補助金の管理・運営については、愛知県、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）名古屋貿易情報センター、公益財団法人あいち産業振興機構の3団体で構成される「愛知県アジア展開支援実行委員会※」（以下「実行委員会」という。）が行います。
※当補助金はアジア地域に関する事業に限定するものではありません。（3頁「4 対象事業」を参照）

本補助金に関して不明な点等がありましたら、下記の実行委員会事務局の連絡先までお気軽にご相談ください。

【事務局】

愛知県アジア展開支援事業実行委員会 事務局

（愛知県経済産業局 産業部 産業立地通商課 海外展開支援グループ内）

住 所：愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4番38号

愛知県産業労働センター（ウイंकあいち）18階

メール：ricchitsusho@pref.aichi.lg.jp 電 話：052-533-6650

また、構成団体3者の連携により、海外展開に関するワンストップ支援拠点「あいち国際ビジネス支援センター」を設置しております。本補助事業に限らず、海外展開に関することについて、相談対応やセミナー等を行っておりますので、是非ご活用ください。

【詳細 URL】 <https://www.pref.aichi.jp/site/ricchitsusho-aibsc/index.html>

3 対象者

申請には、下記の（１）～（４）のすべての要件を満たしていることが必須です。

（１）米国関税措置の影響を受ける又は受ける見込みがある

アメリカ合衆国における第２次トランプ政権が実行した又は今後実行する、関税に関する一連の通商政策について、影響を受ける又は受ける見込みがあることが必要です。

補助金を申請する際、補助金交付申請書（様式第１号）７ 確認・誓約事項 において、

①米国関税措置の影響を受けている又は受ける見込みがある。

の事項がありますので、回答してください。また、申請書の所定欄に、その具体的な影響の内容を記入してください。

（２）愛知県内に主たる事務所又は事業所等を有する

商業・法人登記簿、登記事項証明書などに記載している法人所在地又は事業活動の拠点が愛知県内に所在している必要があり、交付申請時において、上記事項を証明する書類の添付が必要となります。

また、海外現地法人が展示会等への出展を行う場合についても、愛知県内の事務所又は事業所（本社等）より申請を行ってください。その際は、補助金交付申請書（様式第１号）に本社等と海外現地法人の関係性が分かる書類を添付し、特記事項にその旨を記載してください。

（３）中小・中堅企業者

中小企業と中堅企業のどちらかに該当していることが必要です。

・中小企業

具体的な要件は、以下の表のとおりです。

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 （②～④を除く）	３億円以下	３００人以下
②卸売業	１億円以下	１００人以下
③サービス業	５,０００万円以下	１００人以下
④小売業	５,０００万円以下	５０人以下

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業のことを指します。

※事業が複数業種にまたがる場合については、主たる事業において判断してください。

※常時使用する従業員とは労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。（中堅企業の要件についても同様）

・中堅企業

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 24 項に定める中堅企業を指します。具体的な要件は、「常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）」となります。

（４）暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でない

愛知県暴力団排除条例（平成 22 年愛知県条例第 34 号）に規定するものを指します。

4 対象事業

補助金の交付対象となる事業は、展示会等に出展を行い新たな海外販路開拓を図る事業とします。業種等の制限はなく、以下の 3 点に該当するすべての国・地域で開催される展示会等が対象となります。

（１）日本・アメリカ合衆国以外で開催される展示会等であること

（２）会期が開催地における現地時間 2025 年 7 月 15 日から 2026 年 2 月 28 日の範囲内であること

（３）展示会等が一般消費者への販売を目的としたものでないこと

※日本・アメリカ合衆国以外の市場に向けたオンラインにおける展示会等への出展も補助対象の事業となります。

※ジェトロがジャパンパビリオンを設けている展示会等で、事業者がジェトロに対して、参加費を支払って同パビリオンに出展するもの以外において、他の行政機関等の補助若しくは費用負担を受けている場合は対象外となります。

※事業者 1 者が申請できるのは 1 件の事業のみとします。

なお、対象事業は展示会への出展のみではなく、出展に向けた準備を含めたものとします。

5 対象経費

補助対象経費は、海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の別表 1 で定める経費のうち、以下の 3 点の条件を満たすものとします。

- (1) 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できる経費
- (2) 交付決定通知後（事前事業実施届出書の提出があった場合、出展する展示会等の現地時間における会期初日の 1 年前）から 2026 年 2 月 28 日までに支払いが完了している経費
- (3) 証憑書類により、金額・支払い等が確認できる経費

また、証憑書類については、原則として、下記の 3 点の書類（の写し）がすべて必要となります。

・ 見積・発注に関する書類

対象経費における内容・費用について記載のある書類

例：見積書、金額表（上記の事項が確認できる契約書や発注書も可。）

・ 請求に関する書類

契約・発注等を行った代金を相手方より請求されたことが分かる書類

例：請求書

・ 支払いに関する書類

請求における金額と同額の支払いを行ったことが分かる書類

例：領収書、銀行振込明細書、電子送金に関する書類

※外貨建てにて支払いを行った場合は、支払日の三菱 UFJ 銀行の T.T.S レートを参照して、円に換算して算出すること。また、そのレートが確認できるものも必要となります。

【対象経費における留意事項】

- ・ 日本国内における消費税および地方消費税は対象経費に含まれません。申請時、事業完了報告時においては、当該の金額を除いて算出を行ってください。
- ・ 共同出展等を行う場合、通常の証憑書類のほか、共同で出展を行う事業者らの対象経費における持ち分比率の取り決めが確認できる契約書、覚書などが必要となります。また、対象経費は、前述の書類において取り決めがなされ、申請者が実際に支払いを行った費用に限ります。
- ・ 補助対象経費に係る支払いは、事業計画※の始期より後である必要があります。交付決定（9 月初旬）より前に事業計画を実施する又は実施している場合は、事業事前実施届出書（様式第 2 号）を提出してください。

※事業計画とは、展示会出展に向けた準備を含めた計画

6 申請手続

募集期間については、

2025 年 7 月 15 日（火） から 8 月 29 日（金） 午後 5 時（必着） まで

です。

申請方法については、本募集要領及び海外販路開拓支援事業補助金交付要綱を熟読のうえ、以下の web ページに掲載している補助金交付申請書（様式第 1 号）をダウンロードし、必要事項を記入したものに、必要書類を添付して、実行委員会事務局のメールアドレス宛て又は、郵送（8 月 29 日（金） 午後 5 時必着）にて提出してください。

申請書の記入例を最終ページに掲載しますので参考としてください。

【申請書ダウンロード先】

<https://www.pref.aichi.jp//site/kanzei-portal/kaigai-expo.html>

※事業の事前着手、計画の変更、中止等に関する申請様式もこちらからダウンロードしてください。

【申請先】

愛知県アジア展開支援事業実行委員会 事務局

（愛知県 経済産業局 産業部 産業立地通商課 海外展開支援グループ内）

メール：ricchitsusho@pref.aichi.lg.jp

住 所：愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 4 番 38 号

愛知県産業労働センター（ウイंकあいち）18 階

愛知県アジア展開支援事業実行委員会 事務局 宛て

7 交付決定通知

実行委員会において申請内容を審査し、委員長が交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、申請者に通知します。また、予算額を超える応募があった場合については、申請書の内容に基づき、実行委員会による選定を行います。

審査・選定内容については、採択・不採択に関わらず、9 月初旬を目途に申請者にその結果を通知します。採択・不採択の理由等を含む選定の内容については、一切お答えできませんのでご了承ください。

8 事業の変更

申請書に記載の事業内容を変更する場合は、事業計画変更承認申請書（様式第 5 号）を提出する必要があります。ただし、以下の要件を満たすような軽微な変更を行う際には、当該申請書の提出は必要ありません。

- ・対象経費の同一区分内における 20%以内の額の増減
- ・補助金額の総額 20%以内の額の増減

補助金の確定額は、交付決定において通知した補助金の範囲内の額となりますので、その点をご留意ください。

※事業計画を変更する場合は、事業期間内に事業計画変更承認申請書の提出が必要です。

9 事業の中止

やむを得ない事情や、他支援制度の採択が決定するなどして交付に係る要件を満たさなくなった場合等、補助事業を中止するときには、事業中止承認申請書（様式第 6 号）を提出してください。また、出展する展示会等の変更は認められませんので、その際にも同様に事業の中止申請を行ってください。

10 事業完了報告

補助事業が完了した後は、速やかに事業実績報告書（様式第 7 号）を提出する必要があります。特段の申し出がなく、3 月 10 日までに事業実績報告書の提出がなかった場合、補助金の交付が行えませんのでご注意ください。

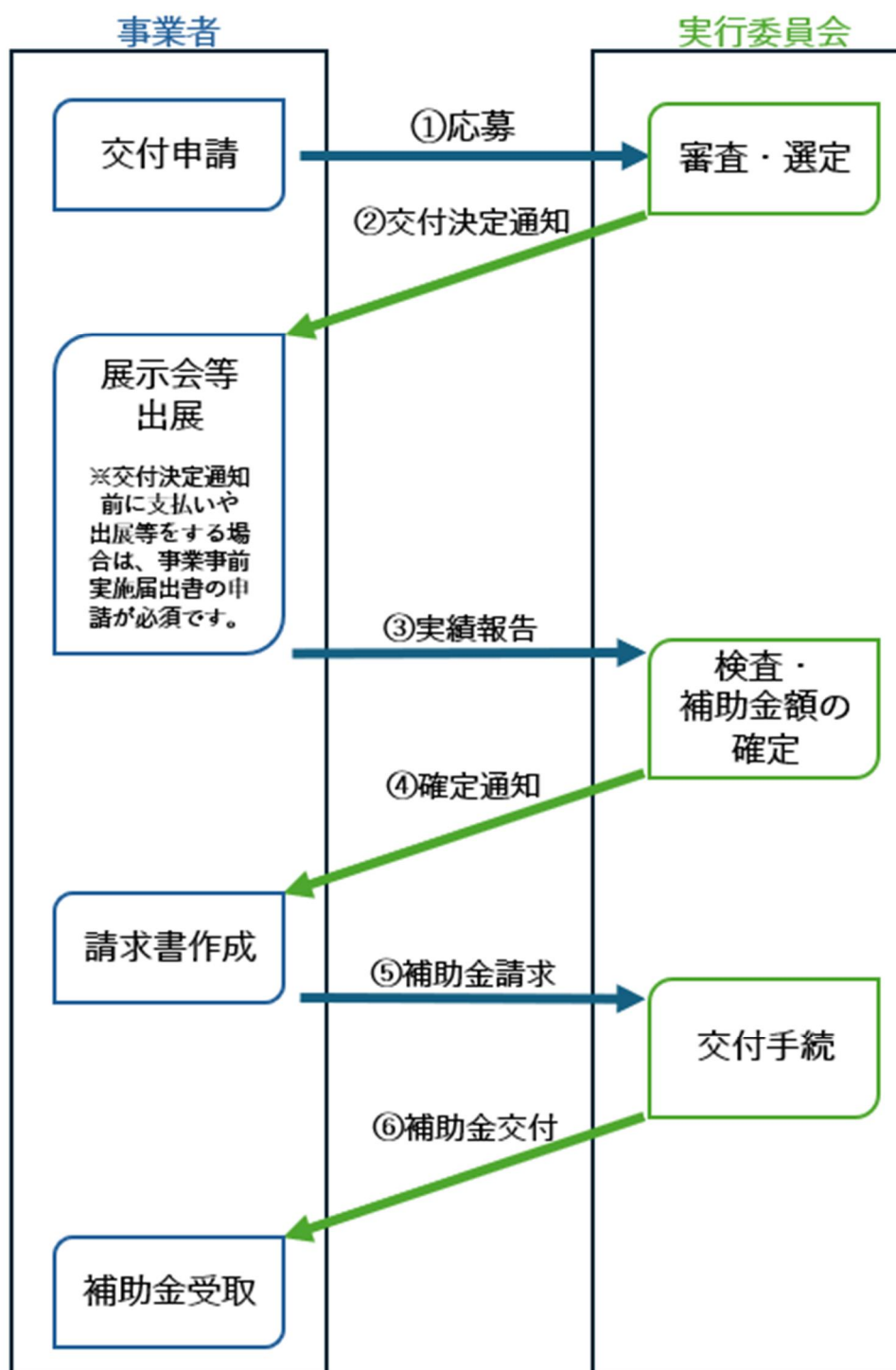
11 その他

- ・補助事業者は、補助金に係る経理について、帳簿や支出に関する証憑書類を整備して、補助事業年度の翌年度から 5 年間保存する義務があります。
- ・補助事業の適正化を図るため、現地調査又は会計検査等を実施する場合があります。

で、ご協力をお願いします。

- ・事業実績報告のほか、次年度以降の事業に向けて、フォローアップのアンケート調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

12 交付までの流れ



補助金交付申請書 記入例

様式第 1 号

海外販路開拓支援事業 補助金交付申請書

2025 年 7 月 31 日

愛知県アジア展開支援事業実行委員会委員長 殿

所在地 愛知県〇〇市△△△ 〇番地〇丁目
名称 ×××株式会社
代表者職・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

海外販路開拓支援事業補助金の交付を受けたいので、下記の内容を交付要綱第 8 条第 1 項に基づき、申請します。

記

1 補助対象経費、補助率及び補助金交付申請額

補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
金 1,000,000 円	2/3	金 500,000 円

※「補助対象経費」は、消費税を除いた金額を記載してください。

※「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」に補助率（2/3）を乗じ、千円未満を切り捨てた金額を記載してください。

補助上限額（500,000 円）を上回る場合は、500,000 円と記載してください。

2 申請者情報

名称	× × × 株式会社		
代表者役職名	代表取締役	代表者名	〇〇 〇〇
主たる事務所又は 事業所の住所（愛知県内）	愛知県〇〇市△△△ □番地□丁目		
現地法人 ※現地で対応する現地法人がある場合	名称： × × × 株式会社 × × 拠点		
	住所： ●●国 〇〇区画 △△通り □-□		
業種	製造業	資本金	1,000 千円
従業員数	250 人	設立	1975 年
主な事業内容	当社は□□に向けて〇〇を製造しており～ （別添「× × 株式会社 会社概要パンフレット」）		
連絡窓口	担当者所属/役職・氏名： 住 所： 愛知県〇〇市△△△ □番地□丁目 電 話： □□□-□□□□-□□□□ E-mail： ～～～～@～～～～～		

3 事業計画

事業期間		2025 年 10 月 1 日 ～2025 年 1 月 13 日 ※交付決定通知後（事前事業実施届出書を提出する場合は、当該届出書記載の「3 着手年月日」）から、2026 年 2 月 28 日までの期間となります。	
出展 展示会・見本市について	名称	〇〇展示会	
	主催者	××××	
	開催国・都市	●●国〇〇市	
	会場	～国際展示場	
	会期	2026 年 1 月 10 日 ～2026 年 1 月 13 日	
	内容	〇〇産業界におけるアジア最大の展示会。 主な特徴としては～、 (別添「××展示会パンフレット」)	
	展示会 HP	~~~~~	
	ジャパン・パビリオンへの出品の有無	あり	・ なし
	複数社による共同出展の有無	あり	・ なし
	詳細： A 社が取りまとめを行い、3 社と共同出展します。主催者への申し込みは A 社が行い、当社は A 社に対して出展料の 1/3 を支払います。(例)		
出展・出品する製品等について	名称	①製品 A ②製品 B ③製品 C	
	製品等の概要	①製品 A は～ ②製品 B は～ ③製品 C は～ 詳細については別添「××会社 商品パンフレット」を参考	
選定理由 (展示会・出展出品製品等について)		今回の米国による関税措置を受けて、最終製品である●●の米国輸出が滞り、自社への発注も減少の傾向にある。特に商品 A や B においては～	

4 事業費内訳

内訳		金額（税抜）	積算根拠
補助対象経費	出展登録料	50,000 円	展示会主催者への出展登録料（海外企業） 別添「〇〇展示会 パンフレット」に料金表の記載あり
	小間料	750,000 円	（出展コマ面積）10m ² ×（コマ単価）500 \$/m ² ＝（出展小間料） 5,000\$ 別添「〇〇展示会 パンフレット」に料金表の記載あり
	装飾代	200,000 円	委託事業者の見積書を添付 （別添 「装飾代に係る見積書」）
	備品等借上料	0 円	無し
合計		1,000,000 円	為替レートについては、別添「交付申請時の T. T. S. レート」を参照

※円以外の現地通貨建にて支払いを行う場合は、交付申請時の三菱 UFJ 銀行の T. T. S レートを参照して、円に換算して算出すること。また、そのレートが確認できるものを積算根拠の書類として、添付すること。

5 事業実施の効果・目標

具体的な数値目標	ブース来訪者数	商談件数
	200 者	20 件
その他の計画・目標	会期前には現地企業の来場のアポイントメントを〇〇件以上取得し、～ 会期中には、当社の製品の性能について実際に体感していただくことで～ 会期後にはフォローアップの商談を続け～	
出展・出品により見込まれる効果	今回の展示会出展により、既存の日系企業の取引先だけでなく、現地ローカル企業との接点生まれ～	

6 参考事項

「3 事業計画」記載の展示会等の開催国における貴社海外拠点※の有無 (該当する選択肢を囲んでください) ※海外に設置している支店(営業所)・駐在員事務所及び現地法人を指します。	あり ・ なし ・ ○○県○○区 □□営業所 ・ ○○市△△工業団地 □□工場
過去3年間における海外展示会等参加の有無 (該当する選択肢を囲んでください)	あり ・ なし ・ 2022年度 ○○展示会 ・ 2023年度 △△展示会
海外企業との商談経験の有無 (該当する選択肢を囲んでください)	あり ・ なし 商談経験のある場合 成約・取引経験あり ・ 成約・取引経験なし
海外事業展開計画	2030年をめぐりに●●国への新たな営業拠点を設ける予定であり～
輸出/海外展開・営業専門の部署・担当の有無 (該当する選択肢を囲んでください)	・ 専門部署・専任担当者あり (部署名: ○○課 (専任担当者名の記入は不要です)) ・ 専門部署・専任担当者なし
製品/会社に関する他言語WEBページの有無 (該当する選択肢を囲んでください)	あり(言語:)・ なし (日本語以外のWEBページがある場合、以下にURLを記載してください。)
愛知ブランド企業認定の有無	(認定を受けている場合、認定番号を記入してください。) 認定番号: ××××
アメリカ合衆国への事業展開について	拠点: なし 輸出実績: ・ 製品Xを××商社を通して、○○個ほど輸出 ・ アメリカ合衆国の●●社に、□□工場より約××円輸出

7 確認・誓約事項（該当する選択肢を囲んでください。）

事項	回答欄
①米国関税措置の影響を受けている又は受ける見込みがある。	はい（受けている）・ はい （受ける見込みがある） ・ いいえ
（①について、具体的な内容を記述してください。） ・ 当社の一部の受注先に今回の関税措置を受けて、増産や受注を見送る動きがあり、当社の製品においても～ ・ 当社の主な取引先である〇〇社の最終製品は米国にも輸出を行っており、同社に米国関税政策における関税分のコスト負担がかかることで～	
②交付要綱第3条第2項に規定する中小・中堅企業である。	はい ・ いいえ
③愛知県内に交付要綱第3条第3項に規定する主たる事務所又は事業所がある。	はい ・ いいえ
④交付要綱第4条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でない。	はい ・ いいえ
⑤同一の展示会等への出展で既に他の行政機関等の補助若しくは費用負担を受けている又は受けることが決定しているものでない。	はい ・ いいえ

①～⑤のすべての事項において、「はい」と回答していることが申請の要件となります。

8 特記事項

9 添付書類（様式第1号関係）

<必須書類>

- ① 事業費の積算に係る根拠資料（見積書、価格表など）

<申請書の記載に代える場合に添付>

- ② パンフレット等の事業者の概要が分かる書類
 ③ 展示会等の開催概要が分かる書類
 ④ 出展・出品製品等の概要が分かる書類

<交付決定通知前に補助事業を実施する場合に添付>

- ⑤ 事業事前実施届出書（必要な場合）